

妊婦健康診査を県外の医療機関で受診される方へ

下松市こども家庭課

里帰り出産等の理由により、妊婦健康診査を県外の医療機関等で受診される方は、下松市の基準額の範囲内での受診料の補助が受けられます。以下の要領で受診してください。（※転出された方は該当しません）

① 県外の医療機関を受診します。

受診の際、以下を医療機関にお渡しください。

- ・医療機関宛説明書（初回受診時のみ）
- ・妊婦健康診査受診票
- ・母子健康手帳

② 受診後は受診料を支払い、領収書などを受け取ります。

医療機関では、一旦、実費をお支払いいただきます。以下を受け取って帰ってください。

- ・医療機関で発行される妊婦健康診査単一の領収書
- ・妊婦健康診査受診票（下松市分）
- ・母子健康手帳

③ 後日、下松市こども家庭課（保健センターまたは下松市役所）の窓口で申請をします。

県外での最後の妊婦健診受診後、お早めに以下をご持参ください。

申請は代理の方でも構いません。

- ・下松市妊婦健康診査事業補助金交付申請書（※見本を見て記入をしてください！）
- ・領収書（妊婦健康診査単一のもの）
- ・妊婦健康診査受診票（下松市分）……結果が記入されているもの
- ・母子健康手帳

市のホームページから様式を印刷することもできます。

そのほか、分からないことはこども家庭課へお問い合わせください。 ☎0833-41-1022

